

第七回 参議院外務委員会會議 録 第五号

昭和二十五年三月三日(金曜日)

本日の會議に付した事件

○国が有償で譲渡した物件が略奪品として没收された場合の措置に関する法律案(内閣提出)

○海外移住組合法の廃止に関する法律案(内閣提出)

午前十一時六分開会

○委員長(野田俊作君) 只今から外務委員会を開きます。

本日は海外移住組合法の廃止に関する法律案、及び国が有償で譲渡した物件が略奪品として没收された場合の措置に関する法律案、この二法案を議題といたします。先ず国が有償で譲渡した物件が略奪品として没收された場合の措置に関する法律案の審議をいたしたいと存じます。先ず政府側から提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(山口喜久一郎君) 只今議題になりました国が有償で譲渡した物件が略奪品として没收された場合の措置に関する法律案について、その提案理由の説明を申し上げます。

本案を提出するに当りまして、政府が考慮いたしました点は、次の通りであります。国が曾て有償で民間へ譲渡した物件が、後日政府によつて略奪品として没收された場合においては、政府は同一物件を売つて、これを取上げたこととなります。そうして又売つた際の收納代金だけを、余分に收得したと考へられる次第であります。そこで善意の被没收者に対しましては、收納

代金に相当する額を拂戻すのが当然であらうと思はれます。本法案の対象となつています拂下げられた物は、或いは緊急放出物件として、又は特殊物件として、或いは需給計画による配給物件として国より拂下げを受けたものでありまして、なかんずく錫、鉛等の非鉄金属類が多いのであります。その次にはミシン、続いて自動車、工作機械、化学薬品、羊毛等がございます。今般政府はこの收納代金に相当する額を交付することといたしたので、ここに本法案を国会へ提出する運びとなつた次第でございます。何とぞ速やかに御審議の上可決せられんことをお願いいたします。

○委員長(野田俊作君) 何か補足がありますか。

○政府委員(石黒四郎君) 国が有償で拂下げましたものにつきましては、御説明をいたす程のこととございませぬと思ひますが、略奪物件、略奪財産といふものにつきまして、一言附け加えたいと存じます。そも／＼今度の戦争に際しまして、略奪財産に關しまする連合国側の方針は、すでに一九四三年、昭和十八年でありましたが、一月五日連合国宣言といふものがございまして、それに明らかにされておるのであります。その宣言の大要は連合国と交戦關係にある国、即ち枢軸國側であり

ますが、の占領地にある財産権利及び利益について行われる一切の移転又は取引を連合国側で無効とするという權利を留保するといふものであります。

○政府委員(野田俊作君) 何か補足がありますか。

○委員長(野田俊作君) それでは質疑に入りたいと思ひます。

○伊藤隆治君 額は大体どれくらい、総額は……。

○政府委員(石黒四郎君) この前総額は約三十二億見当になつておるのであります。現在までに略奪財産として返還された物件の種類は種々雑多なものがございまして、その中で最も目ぼしいものは、金塊が一ト六キロ三百三グラム、約六億円、銀塊が二百四十トン、約十億円、工場及び機械工具約一億ト、タイプライター及びミシン三千六百三十台、非鉄金属が八千九百ト、自動車四百五十台、圖書十七万八千七百九十九冊、船舶二十二隻、その他綿糸、綿布、羊毛等の工業製品及び原料から宝石、時計、輸出品等の奢

したのも亦没收品の中に規定せられるという話であります。その時期に關して、いつからの行為を規定するのでありますか。

○政府委員(石黒四郎君) 内務省令を御覽になりますと、第一條に「本令ハ日本軍隊ノ占領セル地域ニ於テ法令ノ規定ニ依リタルト否トニ拘ラズ昭和十二年七月七日以降強制、没收、剝奪又ハ云々と書いてございまして、そうしてこれが今日の原則になつております。ただ極く僅かでありまして、例外的にそれ以前のものにつきましては、二、三の場合、政府から指令を受けまして返還したものがございまして、原則はここにありまして通りであります。

○委員長(野田俊作君) 外にございせんか。

○伊藤隆治君 額は大体どれくらい、総額は……。

○政府委員(石黒四郎君) この前総額は約三十二億見当になつておるのであります。現在までに略奪財産として返還された物件の種類は種々雑多なものがございまして、その中で最も目ぼしいものは、金塊が一ト六キロ三百三グラム、約六億円、銀塊が二百四十トン、約十億円、工場及び機械工具約一億ト、タイプライター及びミシン三千六百三十台、非鉄金属が八千九百ト、自動車四百五十台、圖書十七万八千七百九十九冊、船舶二十二隻、その他綿糸、綿布、羊毛等の工業製品及び原料から宝石、時計、輸出品等の奢

侈品に至るまで千差万別であります。金額は只今申しました通り、金銀は時価約二十億円で、略奪品の大部分を占めております。その他工場機械器具等は時価約五、六億円、非鉄金属の約一億五千万円等が主なるものであります。圖書、船舶、美術品等評価に困難なものはありますが、大体三十億から三十三億という見当を付けておるような次第であります。

○伊藤隆治君 今の御説明のその略奪品は金塊でも銀塊でも今そのまゝあるのでございますか。

○政府委員(石黒四郎君) そのまゝと申しますか、それはオランダとかイギリスとかへ返還いたしました。

○委員長(野田俊作君) ちよつとお尋ねしますが、今問題になつてゐるこの法律の適用を受ける金というのは三十二億より少いわけですね。

○政府委員(石黒四郎君) 少々ございします。一番多くありますのは非鉄金属の類でありまして、大体三千万円から四千万円と思はれます。それから先程申上げました自動車が約二百万円くらいかと思つております。又ミシン、これは多数ありますが、單価が安く、約三百万円程度と思はれます。その他細かいものを寄せましても一億以下と見て、おります。併し略奪品として取られたものの中、曾て拂下げましたものといふものは、統制がございせんことと、それから申請者が必ずしも全部申請を出すかどうか疑問でございまして、正確には現在のところ何千万

円とは申上げかねる次第でございます。円とは申上げかねる次第でございます。

○伊東隆治君 この金塊が大体五億、銀塊が十五億と申しますと三十二億の中の大部分でございますが、これらの没収された相手というのはどういふような人なんでしょうか。

○政府委員(石黒四郎君) 細かい数字を持合わせません。大体金塊、銀塊に關する限り、オランダが大部分を占めておる、それはその大部分を陸軍の手でオランダから持帰りましたために、それを元の所有国に返還したわけでございます。あと少量ずつ英國、中國等がございます。

○伊東隆治君 それは取られた相手ですが、それを略奪と言いますか、それを正当な手段で國から譲受けたその主というものは陸軍でしょうか。

○政府委員(石黒四郎君) 實は今の略奪品、金額で申上げてまして大部分であります金銀は、今回の法律には關係ございませんので、申しますのは、それは國の手にあります間に返還いたしましたので、民間への拂下げとなりましたものは、先程申上げましたように非鉄金屬、自動車等とか、ミシンですとか、そういうものに限られております。比較的少い金額でございます。

○委員(野田俊作君) 速記を止め

【速記中止】
○委員(野田俊作君) 速記を始めて下さい。

別に御質疑はございませんか。別に質問がなければ討論に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員(野田俊作君) それでは討論に入りません。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひたいと思ひます。

○伊東隆治君 この法律案は國が最初に、当然これは戦利品と申しますか、そういう意味で正当にこれは國が処分し得るものだと思つたわけでありまして、これを売却したわけでありまして、それが、それらの品物が後に略奪品だといふことに終戦後、又性質が變更いたしました以上、これを没収せざるを得ないことになつたと思つてあります。

併しながら國から有償で譲受けたものは、又國からすべて無償で没収されるということは、極めて不合理なことは明らかであります。それをこの際補償しようといふことでございますからして、これは極めて当然であり、理に合つたことと思ひますので、本案に対しては賛成をいたします。

○委員(野田俊作君) 他に御意見もないようでありますから、討論は終局したものと認めて採決に入りたいと思ひます。御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員(野田俊作君) それではこれから採決に入ります。國が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に關する法律案を議題といたします。原案通り可決することに御賛成の方は挙手願ひます。

【総員挙手】

○委員(野田俊作君) 全会一致と認めます。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

○委員(野田俊作君) 次に海外移住組合法の廃止に關する法律案を議題と

いたします。政府側の提案理由の説明を願ひます。

○政府委員(川村松助君) 海外移住組合法の廃止に關する法律案の提出につきましては、その理由を申上げたいと思ひます。

今般現在の情勢に鑑みまして、海外移住組合法の廃止に關する法律案を制定いたしました。いわゆる海外移住組合法を廃止することによつた次第であります。海外移住組合法は日本人の海外移住を助成することを目的として、昭和二年制定されたものであります。昭和二年制定されたものであります。

一つは、昭和二年制定されたものであります。一つは、昭和二年制定されたものであります。一つは、昭和二年制定されたものであります。

一つは、昭和二年制定されたものであります。一つは、昭和二年制定されたものであります。一つは、昭和二年制定されたものであります。

一つは、昭和二年制定されたものであります。一つは、昭和二年制定されたものであります。一つは、昭和二年制定されたものであります。

廃止に關する骨子でございますが、第三條が法律の廃止せられたあとの清算に主として關するところでござい

ます。それから第二條はもと／＼この海外移住組合法は産業組合法の規定をいろいろ準用しておつたわけでござい

ますが、その産業組合法が廃止せられました際に、この海外移住組合法の關係に

つきまして脱着がございましたので、準用法が一部なくなつておるような恰好

になつておりましたので、外の産業組合法を準用しておりました關係の法律

は、消費生活協同組合法というものができました際に、その中でそれ／＼準

用せられた法律の關係に不便がないように活かしてあつたわけでござい

ます。○委員(野田俊作君) それではこれから質疑に入ります。御質問ござい

せんか。○委員(野田俊作君) ちよつとお伺ひしたいのですが、この海外移住組合法は現状とい

はしまして、各府県にございまして、これは海外におけるものは同じです

か。連絡關係が存在してありますのですか。それを一つ伺ひたいと思ひ

ます。次はこれはこの消費生活協同組合法自身において、海外移住組合法の中

に存在する罰則、その他を修正されるのですかどうか。こちらの海外移住組

合法の廃止が、他の法律を自由に變化させることはできないと思ひますが、消費生活協同組合法自身で、組合自身

ということ、それからブラグアイにその後作農を送る。ブラグアイの關係は直接に出張所等を置いておりましたが、ブラジルの關係では、昭和四年からブラジル拓殖組合というものとタイ・アップしてやつておつたわけであり、それが結局は、現地では御存じの通りブラジル拓殖組合もございすけれども、現状としましては、この移民關係の事務を日本と直接連絡を取つて推進するという關係、それから従来債權債務關係がございましたが、その處理も現在実施し得ない状況にありますので、従つて先程御説明申し上げましたように、現在活動し得ないような状況にございす。

それからこの海外移住組合の廃止の法律の建前は、多少こんがらがつておりますので、もう一回御説明さして頂きたいと思ひますが、第二條の關係でございすけれども、産業組合法を準用してある法律は他に相当あるようございす。住宅組合法とか、農林中央金庫法とか、その他あるようございす。産業組合法が廃止せられましたが、産業組合法を準用してあります法律の關係では、産業組合法が廃止されても、その準用してある法律が生きておる限り、その準用せられた條文を活かして準拠法として置く手續が、消費生活協同組合法の中へ書いてあるわけにございす。ところがその一項として、ちやうどこの二條に書き加えたような、第十四條のところに入れたいわけにございす。それが抜けておつたために、この度こういふような準拠法として活かす建前を採らなければならんことになつたわけにございまして、結局はこの準

拠法としての限りにおいて、産業組合法が海外移住組合の準拠法になるということだけを明確にする趣旨にございす。

○國伊能君 只今の御説明に附け加えても少しはつきり伺いたいの、先程伺いました趣旨は、海外移住組合が廃止されることによつて、ブラジルその他のにございす従来の海外移住組合との連絡關係にあるものは、何かこちにおいて、又連絡を続けるような一つの団体なりを作ることをお考えになつておられますか。

○政府委員(佐島英二君) 清算關係が暫くまだ続くと思ひます。そういう意味におきまして、清算人法としては残るわけにございまして、その範圍の連絡は残ります。

それから又今後の移民と申しますか、海外に同胞が發展する關係につきましては、新しい態様で設けられなければならんやないかというの、一つの考慮でございす。それから各県では各県庁に事務所を置いておるところもありまして、置いていないところもありまして、殆んど時々家族の安否その他の連絡があるという程度になつておりました、政府といたしましては、これを廃止して、直ぐこれに代るものとしてどういふものを設けるかというところについては、まだ研究中でございまして、直接まだ申上げるような案にまで固まつておりません。

○委員(野田俊作君) 他に質問ございせんか。

○伊東隆治君 私は、この法案の各條項について質問をいたすのではありませんが、折角この移民に関する組合法が廃止せられまする機会に当りまし

て、一、二政府当局の大体の御意向をお聴きするのも無駄ではないと、こう思ひますので、ちよつとお伺ひいたしたいのでございす。

今度の戦争によりまして、我が國が四割五分の領土を失つて、四つの島に限られ、而も三千万の人間が多くなつて、折角人口問題解決のために何十年來政府が心配しておつたこの問題が、戦争によつてむしろ非常に大きな不都合のものとなつた。こういうことになつておることは、誰人も心配しておるところであります。今度の海外移住法のごとき、こういう態様による移民の方法等につきましては、これは今後我が國が改めなければならぬのであつて、この法律を廃止することについて、これは異存のない次第であります。併しながらいふまでも我々は、この人口問題の解決ということ、最も重要な我が國の問題でありますので、政府当局においても、この点日夜御研究なさつておることと思つたのであります。今日のやうな國際情勢において、この移民問題を高らかに言うことが、或いは却つて連合國の誤解を蒙るものにもなり、人口問題についての有益な解決にならないというやうな氣持も手伝ひまして、すべての人がまだ移民の問題に声を擧げていない。これは時節柄、慎重にする意味において、私も同感でありますけれども、何と言つても今後海外に同胞を移住せしめなければ、人口問題の解決はできない。人口問題解決のための移民の問題は、これを解決するものではないという結論がとにかく戦前には出ておつた。銃剣で困んでおつて、朝鮮や滿洲に一年に十万人と出なかつた。又この世の極

樂淨土と言われたブラジルへの移民を合せても、十萬そこ／＼であつた。然らばここに三千万の過剰人口を全部移し終るには、この割合で行けば三百年もかかる次第でありまして、移民という問題は決して人口問題の解決にならないという一応の結論は出ておるのでありますけれども、併しなから、それは我が國の移民の方法が悪かつたというところ、又移民に出かけて行く人の質の問題、それから我が國の政策、即ち銃剣で困んだが故に却つていけなかつた。行つて威張る。土地の人の融和がうまく行かなかつた。こういう点で行きにくくなるということ、却つて移住者の数が少くなつた。今や銃剣はすつかり捨ててここに平和日本となつて、心から世界同胞と相親しみ氣持になつて、この際我々の移民というものは、世界の人と互に愛し合ひ、そして世界の文化發展に、平和的に協力するといふ意味におきましては、これは却つて銃剣で困んでいないが故に、一年に三十萬、四十萬出し得るチャンスがある。そういう可能性が一層増大しておる。そう私は見るものでありますので、連合國の氣持を刺戟しない範圍において、どこまでも我が國の政策としては、海外に日本人を移さしめる、平和的に發展せしめるということ、どうしても強く推進して行かなければならぬと信ずるものであります。こ

ういふことに関しまして、現在の外務当局においては、大体どういふやうな見解を持つておられますか、この機会に御開陳を願へば、國民にも亦何らかの参考になることと思つたのであります。政府当局の御政見をお伺ひいたします。

○政府委員(川村松助君) 只今の移民問題に関する御関心につきまして、私共も全然同感でございす。ただ御承知の通り、現在渡航を許されております範圍は非常に狭いのでありまして、國際會議にオブザーバーのやうな形で出てゐる場合と、或いは教育文化關係で渡航を許されてゐる人達、その他經濟關係、特にこれは優先的に外貨を持つてゐる者といふやうな制限を受けておりました、永住の目的のためといふやうなものは、先方に家族が縁者がありまして、先方の國の方で承認を與えた範圍しか、これも許されておらんやうな状態でありまして、ただ我が國の人口問題に對しましては、外國の人のうちでも、人口問題その他について研究をしてゐる人々は、いろ／＼意見を發表し、或いは研究してくれてゐるのであります。最も大きな難点といたしましては、長い間の海外に與へました日本人の心証が必ずしもよくはありませんので、我が國の移民問題に對します同情が、こちらの方で希望してゐるやうな程度まで進んでおらないのであります。そういう意味におきまして、先ず移民問題を解決するには、國內の日本人のあり方、日常生活、或いは人口問題に對する對策、処置といふものは相當眞剣味が具體的に現れまして、海外からの同情が相當高度にならなければ、この甚大な人口の處理といふことはなか／＼困難でないかと考へてゐるのであります。併し政府といたしましては、でき得る限り海外の了解を得まして、一日も早く大量の移民が喜んで迎えられるやうに、又國民も努めて海外に出まして働く技能、技術を持つ人が多くなりまして、

そうして喜んで招聘されるように指導するということと相俟ちまして、解決の線に沿いたいと考えているような次第であります。

○園伊能君 只今政務次官の御説明で非常によく分りましたが、最近新聞紙上に散見いたしますところによりますと、すでに海外から移民を許可する、或いは要請するというような記事が出ておりますが、我々その真偽甚だ不明でございます上に、すでにそういう新聞記事を通じて、海外に移住するというように希望を持っています一部の日本人もあるように思いますが、現在においてこういう提案が果してございませうか、又ございまして一部その実行に移されておりますかどうか、その辺の御説明をお願いしたい。

○政府委員(川村松助君) 新聞にアルゼンチンのことが出ておりましたが、日本の移民を迎えようとするが、アルゼンチンの中央政府の声じやありませんので、アルゼンチンの中の一州にそうしたことが取上げられたという程度になつております。

○政府委員(倭島英二君) 今の御質問に對しまして、少し他の点を補足して御説明申し上げます、最近のいろいろ報道がございしますが、現在許されて、外に渡航するのを許されておる点は、先程政務次官から御説明されました通りでございますが、その関係で新聞ではいろいろの報道の仕方になつております。例えば、先程の永住の目的を以て行くことも或る範圍において許されております。で、これは主として海外からの呼び寄せの場合であります、併しながらこれも例えば北米、主としてアメリカでございしますが、す

に約八百人近く向うへいわれる花嫁さんという恰好で行つておりますし、南米もブラジル、アルゼンチン、メキシコ、コロンビアという方面に相当行つております。例えば新聞でこの前三十二、三名でございましたか行つた。或いは花嫁の問題が出ていたといつたようなことは大体呼び寄せの關係でございしますが、その呼び寄せの關係がどうなると、それから今政務次官から御説明されたその点の、最近のアルゼンチンの關係は、これも現地の方から……コリエンテスという州でございしますが、米を作るために日本人を呼びたいという希望があります。これも大体呼び寄せでない、差当り呼び寄せというにくいのじやないかと思ひます。尙技術者の、今後の移民の出で、移民と申しますか、同胞が海外に發展の現在許されておる型といたしましては、技術者の渡航ということでございますが、その關係もこれは世界各國からぼ

つづつ注文が来ておりました、現在懸案中のものが九十名くらいでございます。特に印度、パキスタン等では中小家内工業等に亘つて、随分多量の人が欲しいということ、先ずそのどういふ人が行つたらいふかというところの下調べに、間もなくその第一陣が向うに行けるようになるのではないかと。今後の移民、移民ということは甚だ言葉は大きいのでありますけれども、いわゆるこういうような關係で、相当同胞が海外に發展できるようにするのはないかと、こう考えております。

○伊東隆治君 私の先程の質問に對しまして、政務次官並びに管理局長の答弁、大体そういう程度にしか政府は言

えないと思つてありますが、何とかして、我がこの三千万余に上る過剩人口を、世界の文運の發展のために一つ協力せしめるためには、今までのような觀念の移民に非ずして、やはりこの優秀、優秀という言葉は語弊がありますが、勤勉なる日本人を一つそういう方面に參與せしめる。これは私、公平に世界國際正義から見て、私は必要なことだと信ずるものであります。今までの移民は棄民というくらいに、ここに何万かの人を或る地域に持つて行つて、そして棄てるがごとくにそこに置いて、その土地を耕さして、生命を漸く保たしめるような生活をせしめて、これで人口問題の一部を解決したというようないふ人が、実に姑息な手段でありましたが、今後の、一つ我が國民の海外への移殖はそういうことであつてはならんことは、過去の過ちによつて、我々ははつきりこれを認識しなければならん。その當時から言われておつたことは、先程管理局長さんも言われた通りに、この技術、當時技術移民という言葉もあつたくらいに技術者を先ず出す。優秀なる人を海外に入れて、その周辺に、それらの關係者、關係業務を持つた者が段々出て行くという、そういうことで、根拠ある海外發展、例へば、南米のドイツ國民の發展とか、又それに次いで出てくるイタリー國民の發展、海外移住というふうな例をよく見ましても、あの過去の移民の方法はとにかく悪かつた。それは移民に対する先進國のやはり例も参考して、今や我が國は、特に外務当局におきましては、最も重要なところのこの問題について、例へば地域的に、その土地の習慣と我が國の

習慣とを大いに比較研究して、大體のもくろみを付ける。例へば技術移民というならば、技術者方面との連絡も積極的に取つて講和條約ができて、我々が必ずや講和條約において人種の平等、或いは我々の海外への各地との交通の自由、そういうものは完全に許されるということを我々は確信するものでありますからして、外務省は一つそういうことに遅れずして、特に最も重要な海外への日本人の移殖の問題、これを一つ科学的に、そして又非常な力を入れられて研究して頂きたい。又今後ともこの問題につきましては、私たび／＼質問もいたし、又國論も漸次これに向けて、裏面目に一つ海外に我々が段々行けるようになければならんと思つてあります。今回は大體こういう難駁なる程度に質問にいたして置きたいのでありますが、政府当局におきましても、この点に一層留意せられて、緊急い／＼の時が来た場合に、手遅れにならんように準備して頂きたいという希望も加えて申し上げたいのであります。この点に關して倭島局長、何かさつきの問題についてお答えすることがありましたらお願いしたいと思います。

○政府委員(川村松助君) これは速記に書く必要のないものでありますけれども、非常に御熱心に御鞭撻頂きますので、一言申上げて置きたいと思ひます。

私共全く御趣旨には同感でありまして、先般も或る所に青少年の關係の会合がありましたところで、現在の日本の実情、特に海外に雄飛するために、向うに行つて貰はれるような、歓迎されるような組織を持つていなければ、

技術を持つていなければ、知識を持つていなければいけないということから、是非現在の若い人達が、將來はもう海外へ出て、世界のいわゆる文化に貢獻するといふような、高遠なる理想で勉強して貰いたいということを強く要請しておるような事実もありません。尙今後は一層只今の御趣旨に副うように努力したいと考えております。

○委員(野田俊作君) 他に御質問ございせんか。——では別に御質問もなければ討論に入りたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(野田俊作君) では討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○園伊能君 私はこの問題の海外移住組合法の廃止に關する法律につきまして賛成をいたす次第であります。実は將來における新しい日本のあり方といたしまして、移民問題は極めて重要な問題ではございまいしうが、從來この法律に現れております通り、從來からございまして海外移住組合法自身は、すでにこの新らしいきり方におきまして用をなさないばかりでなく、相当形におきまして余り好ましくありませんので、これを廃止いたしますことは、誠に時宜に適した趣旨と考へまして、又只今御説明を承りましたので、これを廃止することによつて現在何らの支障を來たさない点もございまして、これに賛成いたします。

許される日に、一つ新しい状態に合うような立派な組織ができることを希望いたしました。この古い形の組合法の廃止には賛成するものであります。

○委員長(野田俊作君) 他に御意見もないようでございますから、討論は終局したものと認めて採決に入りたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(野田俊作君) それではこれから採決に入ります。

海外移住組合法の廃止に関する法律案を議題といたします。原案通り可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔総員挙手〕

○委員長(野田俊作君) 全会一致と認めます。よつて本案は可決と決定いたしました。尚以上の両法律案につきまして、例によりまして多数意見者の署名をお願いいたしますと同時に、本会議の委員長の報告は委員長にお委せを頂きたいと存じます。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(野田俊作君) お署名をお願いいたします。

多数意見者署名

伊東 隆治 團 伊能 淺井 一郎 伊達源一郎

○委員長(野田俊作君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れないと認めます。

それから東大教授横田三郎氏を証人としてお呼びすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(野田俊作君) それでは本日はこれで散会いたします。

午後零時五分散会

出席者は左の通り。

委員長

野田 俊作君

理事

伊東 隆治君

委員

團 伊能君

淺井 一郎君

伊達源一郎君

國務大臣

山口久一郎君

政府委員

賠償庁政務次官 橋 直治君

賠償庁次長

石黒 四郎君

総理府事務官

勝野 康助君

賠償庁賠償部長

外務事務次官 川村 松助君

外務事務官(外務省管理局長)

倭島 英二君

二月二十三日日本委員会に左の事件を付託された。

国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律案(内閣提出)

国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律案

国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律案

品として没収された場合の措置に関する法律案

(この法律の目的)

第一條 国が有償で譲渡した物件(以下「拂下物件」という。)が略奪品として没収された場合の措置に

關しては、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二條 この法律において「略奪品」とは、略奪品の没収及び報告に關する件(昭和二十一年内務省令第

二十五号)第一條に規定する物をいう。

第三條 政府は、拂下物件を略奪品として没収した場合においては、当該物件を国から取得し、且つ、没収された者に対して、国が当該物件の対価として收納した代金(以下「收納代金」という。)に相当する額の金銭を支拂うものとする。

2 拂下物件が略奪品として没収された場合において、没収された者がその没収に係る物件を国から取得した者でないときは、政府は、その者が当該物件が拂下物件であることの証拠を提示したときに限り、その者に対して收納代金に相当する額の金銭を支拂うことができる。

3 没収された者が地方公共団体、法令による公団その他これらに類する者で賠償庁長官が指定するもの又は解散団体である場合においては、前二項の規定は適用しない。

(申請の手続)

第四條 前條の規定により收納代金に相当する額の金銭の支拂を、受けようとする者(以下「申請者」という。)は、左に掲げる事項を記載した賠償庁長官宛の申請書をこれららの事項を証する書類とともに、当該物件の没収があつた日から六十日(この法律施行前の没収に係る場合にあつては、この法律施行の日から百二十日)以内に当該物件を没収した都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該物件の譲渡の当事者となつた国の機関の名称、譲渡の時期、当該物件の品名、形状、数量及び価格並びにその譲渡の相手方の氏名又は名称及び住所又は事務所のある所在地

二 前号の譲渡の時期以後における当該物件の譲渡の時期、数量及び価格並びにその当事者の氏名又は名称及び住所又は事務所のある所在地

三 当該物件の譲渡の直接の根拠となつた法令

四 申請者が当該物件を略奪品として没収されたこと。

2 前項の申請書の様式は、賠償庁長官が定める。

(都道府県知事の調査)

第五條 都道府県知事は、前條の規定による申請があつた場合においては、申請書に記載された事項が事実と合致しているかどうかを調査した後、当該申請書を調査の結果とともに賠償庁長官に送付しなければならない。

(賠償庁長官の審査確認)

第六條 賠償庁長官は、前條の規定による送付を受けた場合において、当該申請に係る事実を審査し、審査の結果に基づいて申請書に記載された事項が事実と合致していることを確認したときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事を經由して申請者に通知しなければならない。

2 賠償庁長官は、前條の場合において、申請書に記載された事項を確認するに足る充分な証拠がないと認めるときは、その理由を付し

て申請書を当該都道府県知事を經由して申請者に返還しなければならない。

(申請書の再提出)

第七條 前條第二項の規定により申請書の返還を受けた申請者は、当該申請に係る事実を証明するに足る新たな証拠を発見した場合においては、賠償庁長官が申請書を返還した日から百八十日以内に、その証拠を添えて第四條の規定(申請書の提出期限に關する部分を除く。)に準じて申請書を再提出することができる。

2 第五條及び第六條の規定は、前項の場合に準用する。

(支拂の請求)

第八條 第六條第一項の規定により賠償庁長官の確認の通知を受けた申請者は、その確認の通知書を示して、当該都道府県知事に対し当該物件の收納代金に相当する額の金銭の支拂を請求することができる。

(出訴)

第九條 この法律の規定に基く賠償庁長官又は都道府県知事の処分は、違法又は錯誤があると認める者は、裁判所に出訴することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

三月三日日本委員会に左の事件を付託された

一、対日全面講和促進に關する請願(第一〇四号)

